

介護予防・日常生活支援総合事業
デイサービスセンター 久万の里

重要事項説明書

【令和6年6月1日以降】

(契約の目的)

事業者は、久万高原町介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）実施要綱その他関係法令の趣旨に従い、ご利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るよう支援する事を目的としてサービスを提供します。

(国基準通所型サービス計画の決定・変更)

事業者は、ご利用者に係る介護予防ケアマネジメント（以下「ケアプラン」という。）が作成されている場合には、それに沿ってご利用者の国基準通所型計画（以下「サービス計画」という。）を作成します。

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

- 1 サービスの提供時間や回数の程度、実施内容等については、前項のサービス計画に定めます。但し、ご利用者の状態の変化、ケアプランに位置付けられた目標の達成速度等を踏まえ、必要に応じて変更する事があります。
- 2 事業者は、ご利用者に係るケアプランが作成されていない場合でも、サービスの計画の作成を行います。その場合に、ご利用者に対して、包括支援センターを紹介する等、ケアプラン作成の為に必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、サービス計画について、ご利用者及び家族に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 4 事業者は、ご利用者に係るケアプランが変更された場合、又はご利用者若しくはその家族等の要請に応じて、サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、ご利用者及びその家族等と協議して、サービス計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、サービス計画を変更した場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

当事業所が提供するサービスについての利用料金は通常 9 割が介護保険から給付されます。

(1) サービスの概要

①食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表ならびにご契約者の身体の状態を考慮した食事を提供します。
- ・昼食は複式献立でご契約者の嗜好に応じています。
(季節行事食、バイキングなどあり)
- ・食事時間
 昼食： 12：15から

②入浴

- ・入浴または清拭・足浴が行えます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すように、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員等の指導により、ご利用者の心身の状態に応じて日常生活を送るために必要な機能の回復、維持に努めます。

⑤健康管理

- ・看護職が健康管理を行います。

⑥送迎

- ・(行き) 施設まで、(帰り) 自宅までの送迎をご利用になれます。

⑦その他の支援

- ・ご利用者に係る介護予防ケアマネジメントに基づき状態の軽減、悪化の防止に努めます。

(2) I サービス利用料金（1割負担分・一定以上の所得者2割、3割負担）
国基準通所型サービスの基本料金及び加算

	要支援1	要支援2
サービス利用料金 (7～8時間)	月4回まで 1回あたり436円 月4回を超えた場合 1ヶ月 1, 798円	月8回まで 1回あたり447円 月8回を超えた場合 1ヶ月 3, 621円
サービス提供 体制強化加算 I	① 勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上 ① 1月につき88円	
科学的介護推進体制加算	1月につき 40円	
食 費	500円	
介護職員等処遇改善加算 I	基本サービス費＋各種加算 × 9.2%/月	
送迎減算	事業所が送迎を行わない場合 片道につき－47円	

(3) その他のサービスの概要と利用料金

保険対象外のサービスを提供した場合には別表1のとおりです。

(4) 利用料金のお支払方法

前記(2)、(3)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した額になります。)

1. 窓口での現金払い
2. 指定口座への振込み
3. 口座振替（翌月20日に指定する金融機関の口座から自動引き落としされます）※20日が土・日曜日、祝日の場合は翌営業日に引き落としされます。

(5) 営業日及び営業時間

営業日は月曜日から金曜日（祝祭日は営業、休みは土曜日、日曜日及び12月31日～1月3日）

営業時間は、原則として午前9時15分（事業所到着）から午後4時30分（事業所出発）までですが時間短縮も利用できます。

（6）通常の実施地域

- ・旧久万町、旧美川村一部地域（片道の送迎が30分以内の地域に限る）

（7）職員の職種、員数及び職務内容

職員の人数及び職務内容は別表2による。

（8）緊急時の対応について

サービス利用中に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合において、速やかに主治の医師または本体施設の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行います。

（9）事故発生時の対応について

サービス利用中に事故が発生した場合には、市町村には定められた様式により報告するとともに、家族、介護予防支援事業者等に連絡するなどの必要な措置を行います。

（10）損害賠償について

当事業所において、利用者に対する介護サービスの提供にあたって、事業所の責に帰すべき事由により事故が発生し、事業所に過失があると認められる場合に限り、利用者の生命・身体・財産に発生した損害を利用者に対して賠償します。但し、利用者に過失がある場合は、免責又は賠償額を減ずることがあります。

事業者は、事故発生に備えて介護事業者損害賠償責任保険に加入しています。

（11）禁止行為

- ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけた

り、おとしめたりする行為)

③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

（１２）サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の７日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②ご利用者の要介護状態区分が要介護となった場合
- ③事業対象者でないご利用者の要介護状態区分が自立となった場合
- ④ご利用者が介護老人保健施設へ入所した場合
- ⑤ご利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受ける事となった場合
- ⑥事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑦施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑧当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑨ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑩事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１３）ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく国基準型サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者が故意又は重大な過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(14) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(15) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

(16) 苦情の受付について

苦情・相談につきましては、いつでもお受けいたします。

上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地580番地24

TEL 0892-21-1000

FAX 0892-21-1004

担当： 所長 西川 真由美 責任者： 施設長 重藤 博文

苦情・相談につきましては、別表 3のとおり対応いたします。

久万高原町役場介護保険係	久万高原町久万 6 5 番地 電話（代表） 0 8 9 2 （ 2 1 ） 1 1 1 1
愛媛県国民健康保険団体連合会	松山市高岡町 1 0 1 番地 1 電話（代表） 0 8 9 （ 9 6 8 ） 8 7 0 0

（ 1 7 ） 記録の開示について

利用者及び身元引受人（代理人）より当施設サービスにおける各種記録等の開示の申し出があった場合には、閲覧する事が出来ます。また、各種記録については5年間施設にて保管致します。

国基準通所型サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所

(住所) 久万高原町菅生3番耕地580-24

(事業所名) デイサービスセンター 久万の里

(管理者) 所長 西川 真由美 ㊞

説明者

(職名) _____

(氏名) _____ ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、国基準型サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

(住所) _____

(氏名) _____ ㊞

利用者代理人

(住所) _____

(氏名) _____ ㊞

(利用者との関係)

※㊞は認印で可

別表 1

その他のサービスの概要と利用料金

- ① 利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

通常の実施地域を越えた距離 1 k m / 3 0 円

- ② 交通費

久万高原町を越える外出は距離 1 k m / 3 0 円

- ③ おむつ等料金

利用料金： 紙パンツ M 一枚 8 0 円

紙パンツ L 一枚 8 8 円

尿取りパット 一枚 中 2 5 円 大 3 6 円

- ④ 連絡ノート

利用料金： 一冊 1 0 0 円程度

- ⑤ 酔い止め薬

利用料金： 一錠 1 0 0 円

- ⑥ マスク代

利用料金： 一枚 5 円

別表 2

事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 職種及び員数

職 種	人 員	
	常 勤	非 常 勤
管 理 者 (兼務)	1 (1)	
生 活 相 談 員 (兼務)	1 (1)	
介 護 職 員 (兼務)	4 以上	1
看 護 職 員 (兼務)	1 (1)	
機能訓練指導員 (兼務)	1 (1)	
送 迎 職 員		3
計	6 以上	4

(2) 職務内容

管 理 者	本会理事長の命を受け、事業所の統括管理を行う
生 活 相 談 員	利用計画の作成、生活相談業務、介護計画の作成、市町村、居宅介護支援事業者及び各サービス事業者等との連絡調整並びに事務処理に当たる
介 護 職 員	利用者の介護、日常生活上の世話、レクリエーション等の提供に当たる。
看 護 職 員	利用者の看護、日常生活上の世話及び健康管理に当たる。
機能訓練指導員	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練に当る。
送 迎 職 員	サービス利用にあたり、利用者の自宅と事業所間の送迎に当たる。

苦情・相談についてのご案内

デイサービスセンター久万の里における苦情・相談については、受付担当者、解決責任者、第三者委員をおき、利用者、ご家族様からの苦情・相談に対応いたします。

1. 苦情・相談受付担当者 所長 西川 真由美
電話 (0892) - 21 - 1000
2. 苦情・相談解決責任者 施設長 重藤 博文
3. 第三者委員 社会福祉法人 喜久寿 評議員 白川 真理
電話 (0892) 21-0777
社会福祉法人 喜久寿 監事 一色 洋二
電話 090-4502-2098

(苦 情 ・ 相 談 の 流 れ)

